

酒々井町農業委員会 12月総会会議録

平成28年12月16日(金)

役場西庁舎2階第2・3会議室

午後3時27分から午後4時43分まで

岩井主幹 それでは時間前ですが、皆様お揃いですので始めさせていただきます。本日、局長は親族に不幸があり休暇を頂いておりますので、私が代わって進行・説明させていただきますと思いますのでよろしくお願いします。会議に先立ちまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願いします。

<石井親睦会長あいさつ>

岩井主幹 それでは、総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会 長 本日は、寒い中お集まり頂きまして有難うございます。11月に54年ぶりの初雪が降り、野菜の生育にかなり影響したかと思えます。寒暖差が激しいので、皆様体調を崩さないように心掛けて下さい。それでは、ただいまから平成28年12月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理報告1件、その他4件ですので、よろしくお願いします。

岩井主幹 議事の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、13名中、13名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7番吉野保委員、8番鈴木和委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議 長 それでは、第1号議案農用地利用集積計画についてを議題とし、初めに整理番号1について、事務局より説明願います。

岩井主幹 第1号議案農用地利用集積計画についての整理番号1について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は、上岩橋在住者、借受者は、佐倉市在住者です。設定場所は、上岩橋の農地17筆で、地目は田、面積は合計で11,987㎡、利用計画は田です。賃借料は、120,000円で10a当たり約10,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成23年1月1日から5年間設定されておりますが、終期が来るこ

とから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、2 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は小坂委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂委員 借受者は、借受地が〇町〇反の実績があり、再設定なので問題ないと思います。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 再設定なので無いですか。特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井主幹 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きまして、第1号議案農用地利用集積計画についての整理番号2について、事務局より説明願います。

岩井主幹 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号2について、説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。貸付者は、墨在住者、借受者も、同じく墨在住者です。設定場所は、墨の農地で、地目は畑、面積は1,157㎡、利用計画は畑です。利用権の種類は使用貸借で、設定期間は、10年の新規です。この案件につきましては、昭和63年8月19日付け農地法第3条許可により使用貸借契約を結んでおりましたが、引き続き経営移譲年金を受給するため平成28年12月6日付けで合意解約し、使用収益権を再設定しようとするものです。今回の手続きにより特定処分対象農地等に該当しなくなるため、今後は途中解約により、対象農地の所有権移転等が可能になります。なお、合意解約分につきましては、後程、専決処理報告させていただく予定となっております。位置につきましては、4ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木我委員 本人には伺っていませんが、貸付者と借受者は親子なので問題ないと思います。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

岩井主幹 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第4条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

岩井主幹 第2号議案 農地法第4条許可申請について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。申請人は、上本佐倉在住者です。申請地は、上本佐倉の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,356㎡です。申請理由は長屋住宅用地です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。6ページ、7ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、平成29年7月に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法は開発行為の手続き済とのこと。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、日照・通風、その他土砂・雨水の流出等、とくに支障はないと思われます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員は、竹田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

竹田委員 この件は一度、昨年に申請がありましたが、諸事情で取り下げられ、今回再度申請されたものです。以前、申請地は貸農園になっていましたが、貸農園をやっていた人は他の場所に移りました。〇〇〇〇との関係があったため、今後を考えて今回の申請に至ったとのこと。現在、史跡の調査に入っておりまして、そちらが順調に進めば別段問題ないと思われ。今日、内田委員と本人に会いに行きました。

議 長 地区担当委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をとくまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第4条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい。

議 長 今、提出されました農地法第4条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。なお、申請書は提出されてはいますが、確認の意味も兼ねてお願いします。後ほど委員から質問があった場合には、回答をお願いします。それではよろしくお願いします。

- 申請代理人 申請書にありましたとおり、耕作者が高齢で耕作出来なくなり、今後管理していくのが大変だということで、土地の有効活用と今後の相続対策のためにアパートの建築を計画しています。
- 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。
- 内田委員 7カ所掘ったそうですが、こういった物が発掘されましたか。
- 申請代理人 そこまでは分かりませんが、かなり広範囲な年代にわたっていると聞いています。
- 議 長 その他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

- 議 長 それでは、第2号議案 農地法第4条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。
- 岩井主幹 挙手全員です。
- 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第4条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。
- 議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地の使用貸借に係る合意解約の通知について、報告をお願いします。
- 岩井主幹 農地の使用貸借に係る合意解約の通知について説明させていただきます。資料の14ページをお願いします。先程もありましたが、貸人は、墨在住者、借人も同じく、墨在住者です。届出地は、墨の農地で、地目は田、面積は1,157 m²です。備考ですが、本貸借は、農地法第3条によるもので、昭和63年8月19日に許可されたものですが、引き続き経営移譲年金を受給するため貸人から借人に解約を申し入れたところ、合意解約に至ったとのことです。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしく申し上げます。

議 長 次に、その他の(1)平成28年度農業委員会視察研修会について事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質問、意見等あり>

議 長 他にないようですので、次に、その他の(2)ふるさとまつりについて、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質問、意見等なし>

議 長 特にないようですので、次に、その他の(3)農地のあっせん依頼について、事務局より説明をお願いします。

高橋主任主事 資料に基づき説明

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

<質問、意見等あり>

議 長 他にないようですので、次に、その他の(4)について事務局から何かありましたらお願いします。

岩井主幹 農業委員会委員定数条例の制定について資料に基づき説明

議 長 このことについて、何か質問等がありますか。

<質問、意見等あり>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

岩井主幹 23日の月曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、23日の月曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、23日の月曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。